

令和 8 年度 都道府県単位保険料率について（案）

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の規定に基づき、
都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率（平均保険料率 9.9%）

	都道府県単位 保険料率	【参考】 平均保険料率 10%の場合		都道府県単位 保険料率	【参考】 平均保険料率 10%の場合
北海道	10.28%	10.38%	愛知県	9.93%	10.03%
青森県	9.86%	9.96%	三重県	9.77%	9.87%
	※9.85%		滋賀県	9.88%	9.98%
岩手県	9.51%	9.61%	京都府	9.89%	9.99%
宮城県	10.10%	10.20%	大阪府	10.13%	10.23%
秋田県	10.02%	10.12%	兵庫県	10.12%	10.22%
	※10.01%		奈良県	9.91%	10.01%
山形県	9.79%	9.89%	和歌山県	10.06%	10.16%
	※9.75%		鳥取県	9.86%	9.96%
福島県	9.50%	9.60%	島根県	10.08%	10.18%
茨城県	9.52%	9.62%		※9.94%	
栃木県	9.83%	9.93%	岡山県	10.05%	10.15%
	※9.82%		広島県	9.78%	9.88%
群馬県	9.68%	9.78%	山口県	10.15%	10.25%
埼玉県	9.67%	9.77%	徳島県	10.24%	10.34%
千葉県	9.73%	9.83%	香川県	10.02%	10.12%
東京都	9.85%	9.95%	愛媛県	9.98%	10.08%
神奈川県	9.96%	10.06%	高知県	10.05%	10.15%
	※9.92%		福岡県	10.11%	10.21%
新潟県	9.21%	9.31%	佐賀県	10.55%	10.65%
富山県	9.59%	9.69%	長崎県	10.06%	10.16%
石川県	9.70%	9.80%	熊本県	10.08%	10.18%
福井県	9.71%	9.81%	大分県	10.08%	10.18%
山梨県	9.55%	9.65%	宮崎県	9.77%	9.87%
長野県	9.63%	9.73%	鹿児島県	10.13%	10.23%
岐阜県	9.80%	9.90%	沖縄県	9.61%	9.71%
静岡県	9.61%	9.71%		※9.44%	

注「都道府県単位保険料率」欄の下段（※）が特例措置（保険料が年度ごとに増減する場合等に、
その増減を複数年度で一定程度平準化できるような措置）により前年度から据置きとなる保険料率

2. 適用時期

令和 8 年 3 月分（任意継続被保険者にあつては、同年 4 月分）の保険料額から適用

健康保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省保険局保険課

1. 改正の趣旨

- 全国健康保険協会（以下「協会」という。）の都道府県単位保険料率については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 160 条第 3 項の規定に基づき、支部被保険者を単位として、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとされている。
- また、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）第 45 条の 2 において都道府県単位保険料率の算定方法が規定されているところ、算定に用いる額を勘案する際に必要となる一部事項については、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 135 条の 7 等に委任されている。
- このため、都道府県単位保険料率は、健保令及び健保則に基づいて決定されるものであるところ、各支部における財政と保険料率を安定させることができるようにする必要があるため、保険料が年度ごとに増減する見込みである場合等には、協会が厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができるよう所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 協会は、一の事業年度の 3 月から用いる都道府県単位保険料率について、当該一の事業年度の前事業年度の 3 月から当該一の事業年度の 2 月まで用いる都道府県単位保険料率が、前事業年度における都道府県単位保険料率と比して上昇し又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認め、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができる旨の規定を健保則に設ける。

3. 根拠条項

- 健保法第 7 条の 41

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 2 月下旬（予定）
- 施行期日：公布日

(参考) 令和8年度都道府県単位保険料率の令和7年度からの変化について

(単位: %)

	令和7年度 保険料率 (平均10.00%) (a)	令和8年度 保険料率 (平均9.90%) (b)	現在からの変化 (b) - (a)	参考: 令和8年度 保険料率 (平均10.00%の場合) (c)	現在からの変化 (c) - (a)
全 国	10.00	9.90	▲0.10	10.00	0.00
1 北 海 道	10.31	10.28	▲0.03	10.38	+0.07
2 青 森	9.85	9.86	+0.01	9.96	+0.11
3 岩 手	9.62	9.51	▲0.11	9.61	▲0.01
4 宮 城	10.11	10.10	▲0.01	10.20	+0.09
5 秋 田	10.01	10.02	+0.01	10.12	+0.11
6 山 形	9.75	9.79	+0.04	9.89	+0.14
7 福 島	9.62	9.50	▲0.12	9.60	▲0.02
8 茨 城	9.67	9.52	▲0.15	9.62	▲0.05
9 栃 木	9.82	9.83	+0.01	9.93	+0.11
10 群 馬	9.77	9.68	▲0.09	9.78	+0.01
11 埼 玉	9.76	9.67	▲0.09	9.77	+0.01
12 千 葉	9.79	9.73	▲0.06	9.83	+0.04
13 東 京	9.91	9.85	▲0.06	9.95	+0.04
14 神 奈 川	9.92	9.96	+0.04	10.06	+0.14
15 新 潟	9.55	9.21	▲0.34	9.31	▲0.24
16 富 山	9.65	9.59	▲0.06	9.69	+0.04
17 石 川	9.88	9.70	▲0.18	9.80	▲0.08
18 福 井	9.94	9.71	▲0.23	9.81	▲0.13
19 山 梨	9.89	9.55	▲0.34	9.65	▲0.24
20 長 野	9.69	9.63	▲0.06	9.73	+0.04
21 岐 阜	9.93	9.80	▲0.13	9.90	▲0.03
22 静 岡	9.80	9.61	▲0.19	9.71	▲0.09
23 愛 知	10.03	9.93	▲0.10	10.03	0.00
24 三 重	9.99	9.77	▲0.22	9.87	▲0.12
25 滋 賀	9.97	9.88	▲0.09	9.98	+0.01
26 京 都	10.03	9.89	▲0.14	9.99	▲0.04
27 大 阪	10.24	10.13	▲0.11	10.23	▲0.01
28 兵 庫	10.16	10.12	▲0.04	10.22	+0.06
29 奈 良	10.02	9.91	▲0.11	10.01	▲0.01
30 和 歌 山	10.19	10.06	▲0.13	10.16	▲0.03
31 鳥 取	9.93	9.86	▲0.07	9.96	+0.03
32 島 根	9.94	10.08	+0.14	10.18	+0.24
33 岡 山	10.17	10.05	▲0.12	10.15	▲0.02
34 広 島	9.97	9.78	▲0.19	9.88	▲0.09
35 山 口	10.36	10.15	▲0.21	10.25	▲0.11
36 徳 島	10.47	10.24	▲0.23	10.34	▲0.13
37 香 川	10.21	10.02	▲0.19	10.12	▲0.09
38 愛 媛	10.18	9.98	▲0.20	10.08	▲0.10
39 高 知	10.13	10.05	▲0.08	10.15	+0.02
40 福 岡	10.31	10.11	▲0.20	10.21	▲0.10
41 佐 賀	10.78	10.55	▲0.23	10.65	▲0.13
42 長 崎	10.41	10.06	▲0.35	10.16	▲0.25
43 熊 本	10.12	10.08	▲0.04	10.18	+0.06
44 大 分	10.25	10.08	▲0.17	10.18	▲0.07
45 宮 崎	10.09	9.77	▲0.32	9.87	▲0.22
46 鹿 児 島	10.31	10.13	▲0.18	10.23	▲0.08
47 沖 縄	9.44	9.61	+0.17	9.71	+0.27

注「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値。

令和8年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位：％)

	医療給付費に についての調整後の 保険料率 (a+b)	医療給付費に についての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		所要保険料率 (a+b+4.55)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (平均料率9.90％)			参考：保険料率 (平均料率 10.00％の場合) (c) + 0.1
			年齢調整	所得調整		(c)	精算分	インセンティブ分	
全 国	5.35	5.35	—	—	9.90	9.90	—	—	10.00
1 北 海 道	5.69	6.21	▲ 0.33	▲ 0.19	10.24	10.28	0.03	0.01	10.38
2 青 森	5.19	6.38	▲ 0.41	▲ 0.77	9.74	9.86	0.11	0.01	9.96
3 岩 手	5.01	6.02	▲ 0.37	▲ 0.64	9.56	9.51	▲ 0.06	0.00	9.61
4 宮 城	5.48	5.99	▲ 0.16	▲ 0.35	10.03	10.10	0.06	0.01	10.20
5 秋 田	5.46	6.81	▲ 0.66	▲ 0.69	10.01	10.02	0.04	▲ 0.03	10.12
6 山 形	5.32	6.15	▲ 0.33	▲ 0.50	9.87	9.79	▲ 0.04	▲ 0.04	9.89
7 福 島	4.95	5.48	▲ 0.21	▲ 0.32	9.50	9.50	0.02	▲ 0.01	9.60
8 茨 城	5.01	5.06	▲ 0.05	▲ 0.00	9.56	9.52	▲ 0.05	0.01	9.62
9 栃 木	5.25	5.43	▲ 0.09	▲ 0.09	9.79	9.83	0.03	0.01	9.93
10 群 馬	5.13	5.24	▲ 0.02	▲ 0.09	9.68	9.68	▲ 0.01	0.01	9.78
11 埼 玉	5.12	5.03	▲ 0.02	0.10	9.66	9.67	▲ 0.00	0.01	9.77
12 千 葉	5.15	5.10	▲ 0.06	0.10	9.69	9.73	0.02	0.01	9.83
13 東 京	5.28	4.49	0.16	0.62	9.82	9.85	0.02	0.01	9.95
14 神 奈 川	5.35	5.08	▲ 0.07	0.34	9.90	9.96	0.05	0.01	10.06
15 新 潟	4.84	5.28	▲ 0.15	▲ 0.28	9.39	9.21	0.03	▲ 0.21	9.31
16 富 山	5.01	4.97	▲ 0.08	0.11	9.55	9.59	0.03	0.01	9.69
17 石 川	5.18	5.12	▲ 0.00	0.06	9.72	9.70	0.01	▲ 0.04	9.80
18 福 井	5.25	5.43	▲ 0.14	▲ 0.05	9.80	9.71	▲ 0.10	0.01	9.81
19 山 梨	5.11	5.40	▲ 0.16	▲ 0.13	9.66	9.55	▲ 0.09	▲ 0.01	9.65
20 長 野	5.02	5.28	▲ 0.09	▲ 0.17	9.57	9.63	0.05	0.01	9.73
21 岐 阜	5.27	5.40	▲ 0.01	▲ 0.12	9.82	9.80	0.03	▲ 0.05	9.90
22 静 岡	5.12	5.10	▲ 0.05	0.07	9.67	9.61	▲ 0.02	▲ 0.03	9.71
23 愛 知	5.34	4.94	0.18	0.21	9.89	9.93	0.03	0.01	10.03
24 三 重	5.23	5.22	0.02	▲ 0.01	9.77	9.77	▲ 0.02	0.01	9.87
25 滋 賀	5.27	5.35	0.09	▲ 0.17	9.82	9.88	0.05	0.01	9.98
26 京 都	5.37	5.25	0.08	0.05	9.92	9.89	▲ 0.04	0.01	9.99
27 大 阪	5.60	5.34	0.16	0.11	10.15	10.13	▲ 0.04	0.01	10.23
28 兵 庫	5.54	5.56	0.02	▲ 0.04	10.08	10.12	0.02	0.01	10.22
29 奈 良	5.45	5.91	▲ 0.02	▲ 0.44	10.00	9.91	▲ 0.06	▲ 0.02	10.01
30 和 歌 山	5.48	6.11	▲ 0.11	▲ 0.52	10.03	10.06	0.05	▲ 0.01	10.16
31 鳥 取	5.23	6.04	▲ 0.15	▲ 0.66	9.78	9.86	0.07	0.01	9.96
32 島 根	5.57	6.35	▲ 0.26	▲ 0.51	10.12	10.08	0.08	▲ 0.13	10.18
33 岡 山	5.48	5.65	0.07	▲ 0.24	10.03	10.05	0.01	0.01	10.15
34 広 島	5.28	5.38	0.04	▲ 0.13	9.83	9.78	▲ 0.06	0.01	9.88
35 山 口	5.57	5.83	▲ 0.17	▲ 0.09	10.12	10.15	0.03	0.01	10.25
36 徳 島	5.67	6.16	▲ 0.11	▲ 0.38	10.22	10.24	0.02	0.00	10.34
37 香 川	5.57	5.95	▲ 0.03	▲ 0.34	10.12	10.02	▲ 0.11	0.01	10.12
38 愛 媛	5.44	5.89	▲ 0.01	▲ 0.45	9.99	9.98	▲ 0.02	0.01	10.08
39 高 知	5.47	6.05	▲ 0.18	▲ 0.40	10.01	10.05	0.03	0.01	10.15
40 福 岡	5.62	5.85	0.06	▲ 0.29	10.17	10.11	▲ 0.07	0.01	10.21
41 佐 賀	6.06	6.91	▲ 0.18	▲ 0.67	10.61	10.55	▲ 0.05	▲ 0.00	10.65
42 長 崎	5.56	6.56	▲ 0.27	▲ 0.73	10.11	10.06	▲ 0.06	0.01	10.16
43 熊 本	5.61	6.30	▲ 0.10	▲ 0.59	10.16	10.08	▲ 0.09	0.01	10.18
44 大 分	5.59	6.35	▲ 0.21	▲ 0.55	10.14	10.08	▲ 0.07	0.01	10.18
45 宮 崎	5.26	6.14	▲ 0.13	▲ 0.75	9.81	9.77	▲ 0.04	0.01	9.87
46 鹿 児 島	5.62	6.64	▲ 0.11	▲ 0.91	10.16	10.13	▲ 0.04	0.01	10.23
47 沖 縄	5.11	6.40	0.11	▲ 1.41	9.66	9.61	▲ 0.01	▲ 0.03	9.71

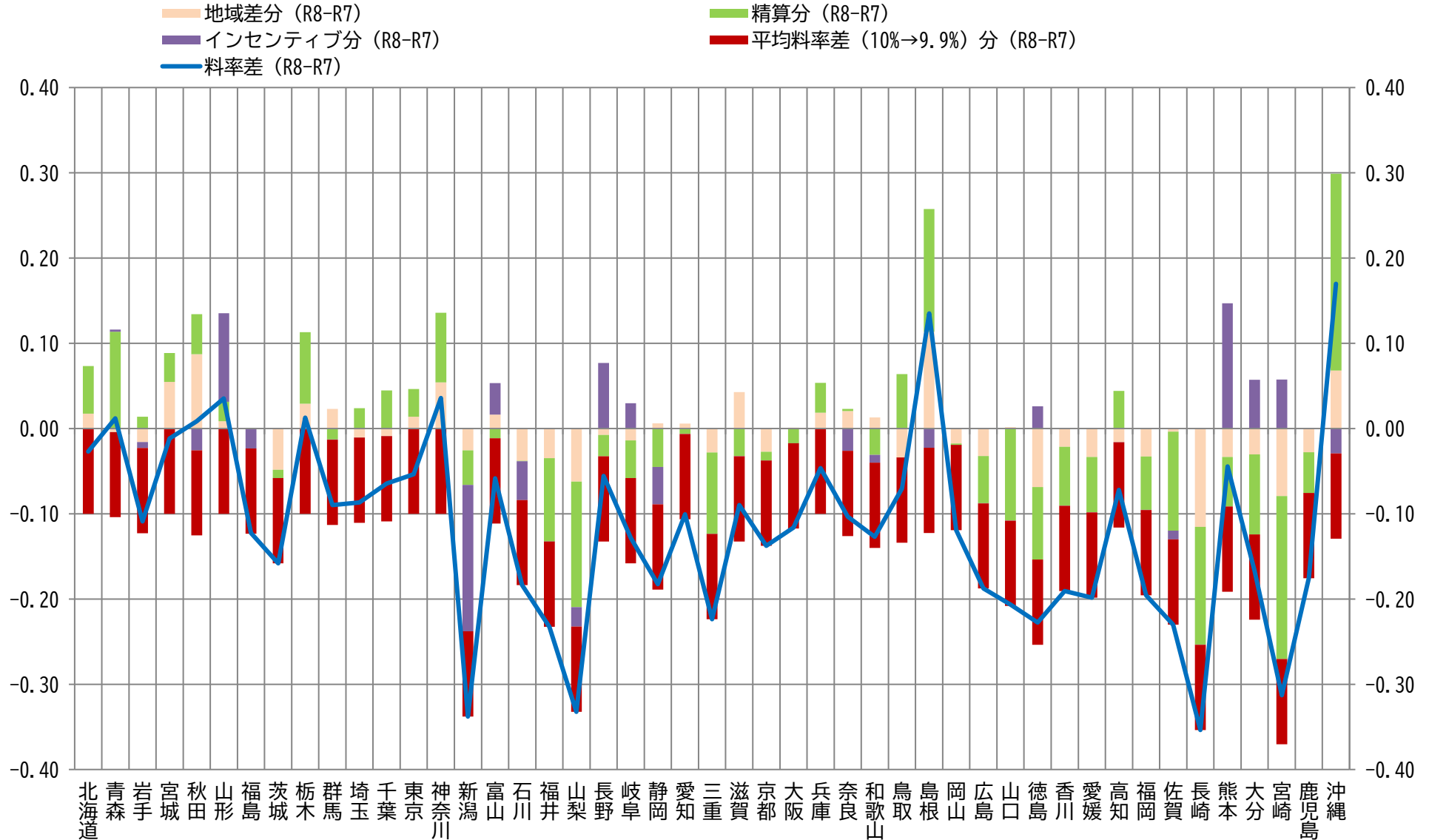
- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.52％）、前期高齢者納付金等（3.25％）、保健事業費等（0.83％）、その他収入（▲0.04％）に係る合計の保険料率（4.55％）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分にかかる料率及びインセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和6年度の支部総報酬額の実績に0.01％を乗じて計算するため、これを令和8年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は第138回運営委員会（令和7年11月28日開催）のインセンティブに係る資料（資料4）の「令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

注「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値。

都道府県単位保険料率について、令和8年度の令和7年度からの変化分(料率差)は、「地域差」・「精算」・「インセンティブ」及び「平均料率差(10%→9.9%)」の4つの要因に分解することができる。

「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値である。

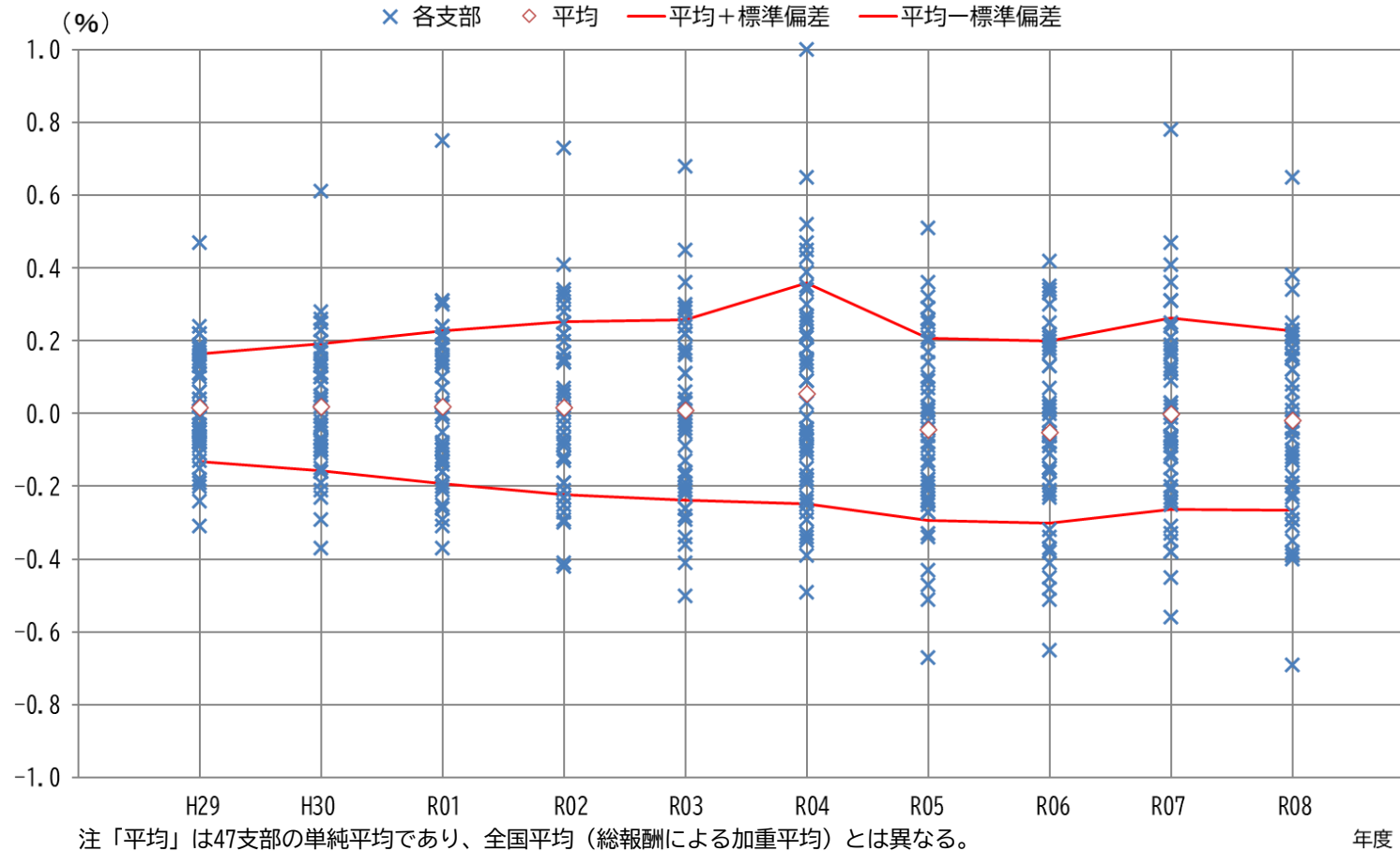
令和8年度の都道府県単位保険料率の前年度差の要因分解



都道府県単位保険料率の推移

都道府県単位保険料率(各支部の適用保険料率と全国平均の差)の標準偏差は、ここ数年は同水準で推移している。(令和2年度以前は激変緩和措置期間)

「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値である。

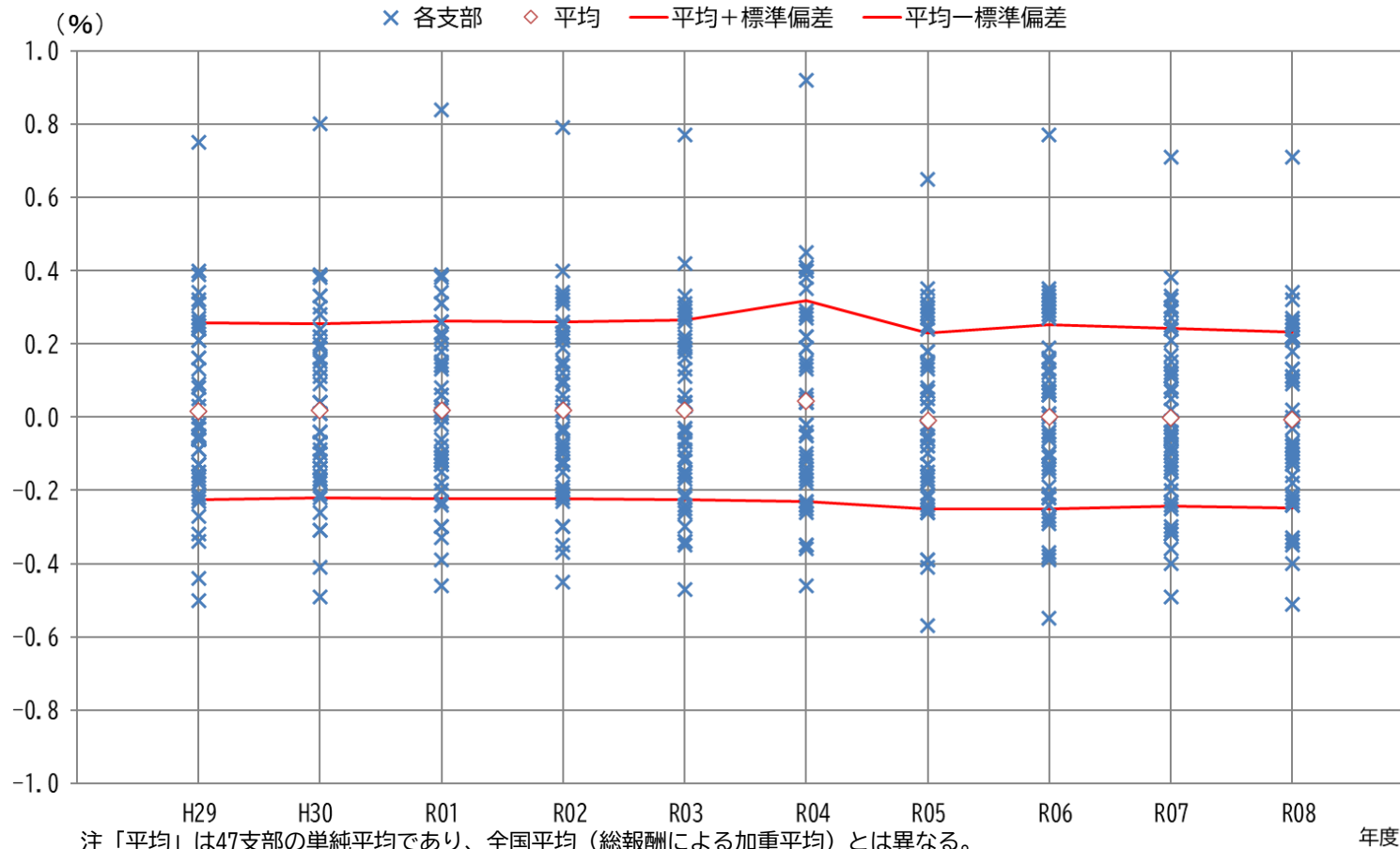


	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
平均	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.05	-0.04	-0.05	0.00	-0.02
標準偏差	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250	0.250	0.263	0.247
最高料率	0.47	0.61	0.75	0.73	0.68	1.00	0.51	0.42	0.78	0.65
最低料率	-0.31	-0.37	-0.37	-0.42	-0.50	-0.49	-0.67	-0.65	-0.56	-0.69
最高料率-最低料率	0.78	0.98	1.12	1.15	1.18	1.49	1.18	1.07	1.34	1.34

※標準偏差とは、
平均値からのばらつき具合を測る指標。
値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

都道府県単位保険料率(医療給付費についての調整後の保険料率)の推移

医療給付費についての調整後の保険料率(各支部の料率と全国平均の差・令和2年度以前は激変緩和反映前)は、精算及びインセンティブの影響を反映せず、医療費の地域差のみが反映されている。
標準偏差及び最高料率と最低料率の差は10年間同水準で推移している。



	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
平均	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	-0.01	0.00	0.00	-0.01
標準偏差	0.242	0.237	0.243	0.242	0.245	0.275	0.240	0.252	0.243	0.240
最高料率	0.75	0.80	0.84	0.79	0.77	0.92	0.65	0.77	0.71	0.71
最低料率	-0.50	-0.49	-0.46	-0.45	-0.47	-0.46	-0.57	-0.55	-0.49	-0.51
最高料率-最低料率	1.25	1.29	1.30	1.24	1.24	1.38	1.22	1.32	1.20	1.22

※標準偏差とは、
平均値からのばらつき具合を測る指標。
値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

地：地域差
年：年齢差
所：所得差

調整前の保険料率と全国一律の保険料率の差を3つの要素に分解し、その内の年齢差・所得差に該当する保険料率を取り除く（年齢調整・所得調整）（※1、2）。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

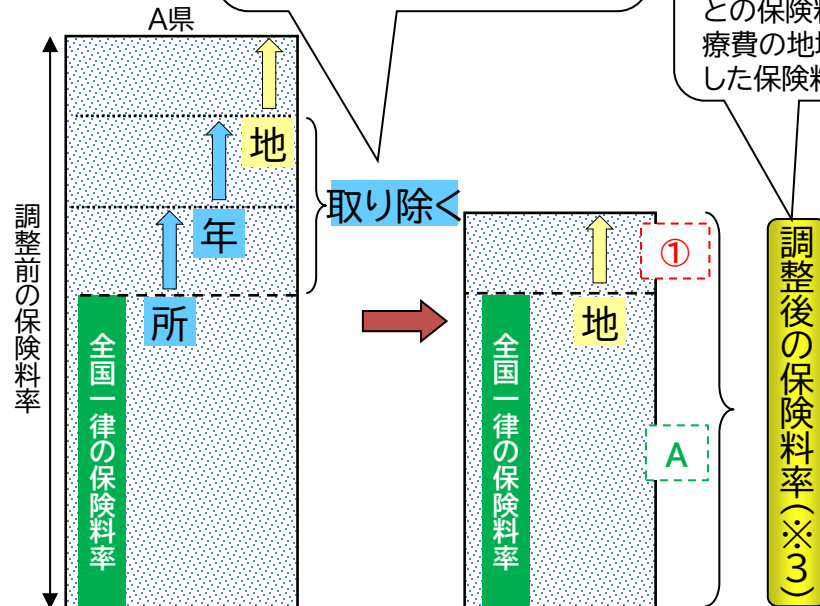
A県の保険料率

平均保険料率

A+B(=9.9%)

A県独自の保険料率

①+②+③%



各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算

後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算

②
前々年度の精算

③
インセンティブ

最終的な保険料率

共通料率

B

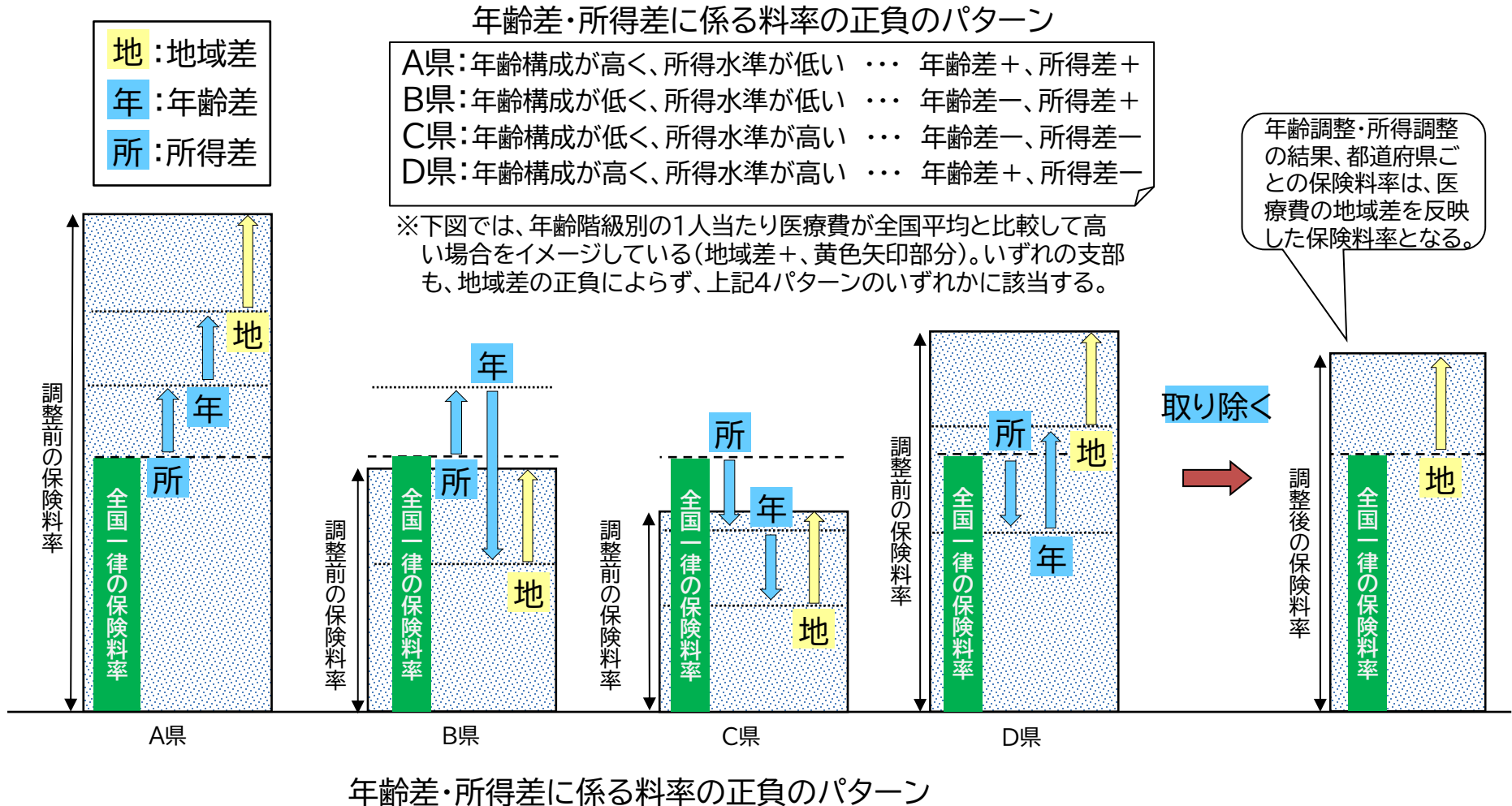
(※1) 年齢構成割合の差「(A県)-(協会平均)」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

(※2) 1人当たり所得の差「(協会平均)-(A県)」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

(※3) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える（年齢調整・所得調整）ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。



令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

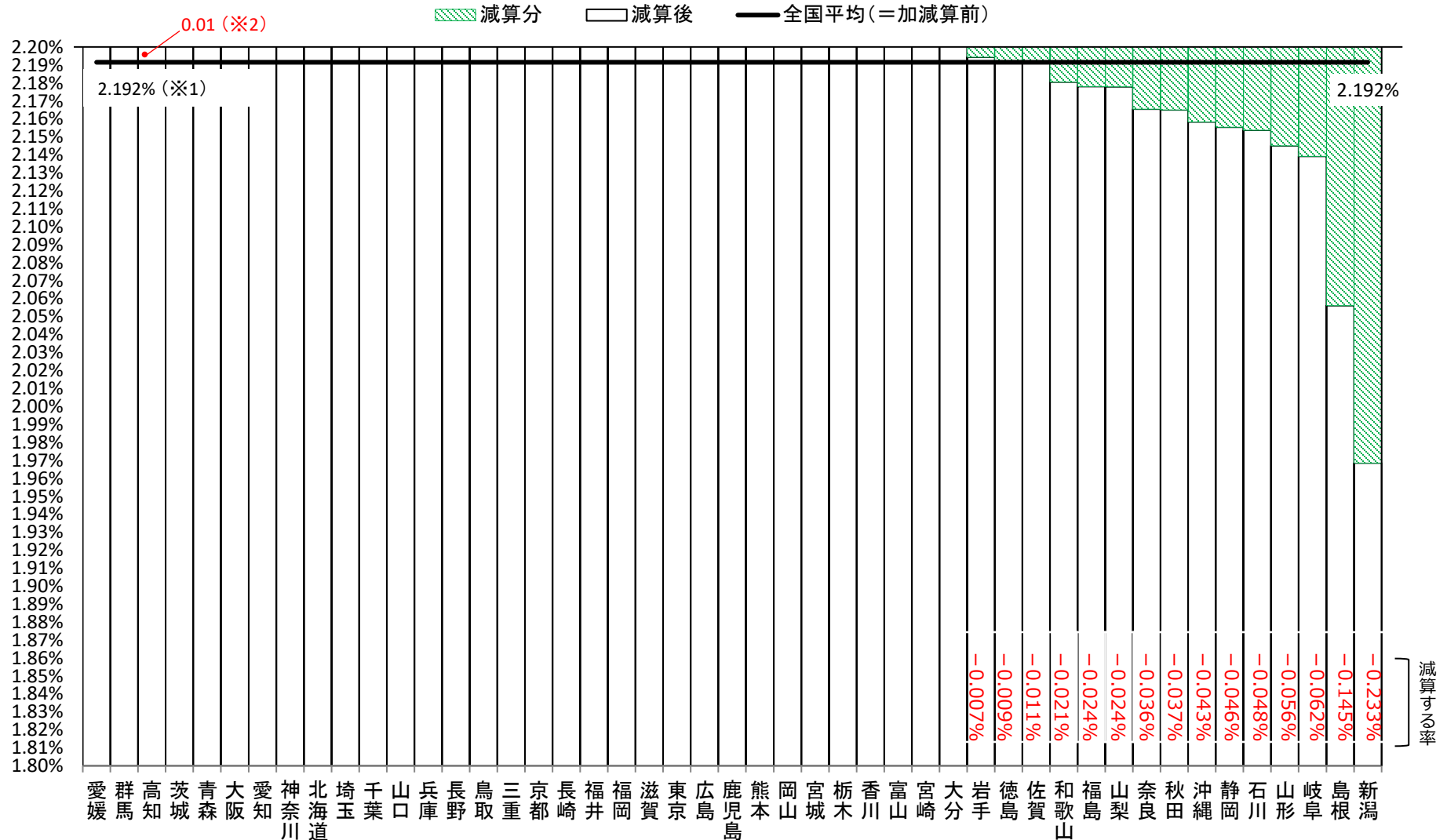
第138回運営委員会

資料4

【令和6年度実績評価 ⇒ 令和8年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和8年度保険料率の算出に必要な令和8年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、
本試算と令和8年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01



※1 令和8年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和8年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和6年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和8年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和6年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和8年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。